

# 介護職員処遇改善支援補助金のご案内

## 1 目的

国の経済対策を踏まえ、介護現場で働く方々の賃金改善に向けた必要な経費を支援します。

## 2 概要

- 対象期間 **R4. 2月～9月の介護職員の賃金改善分** (R4. 10月以降は臨時の介護報酬改定により措置予定)
- 補助金額 対象サービスごとに交付率を設定し、各事業所の「総報酬」にその交付率を乗じた額を支給します(介護職員1人当たり月額平均9,000円の賃金改善に相当する額)。
  - ※ 補助対象：訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活介護、介護保健施設サービス、(介護予防)短期入所療養介護(老健)、介護療養施設サービス、(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))、介護医療院サービス、(介護予防)短期入所療養介護(医療院)
  - ※ **補助対象外**：訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び居宅介護支援及び介護予防支援
- 対象職種 **介護職員**  
(他の職員の処遇改善にこの補助金の収入を充てることができます。)

## 3 要件

以下の要件のいずれにも当てはまる事業所(※補助金の申請は、法人単位になります。)

- 介護報酬における介護職員処遇改善加算のⅠ～Ⅲのいずれかを取得していること。
- R4. 2月(3月)から賃金改善を開始した(する予定)こと。
  - ・ 3月に賃金改善開始の場合は、3月に2月分もまとめて支給すること。
- 補助金の全額を賃金改善に充てる、かつ、賃金改善の合計額の2/3以上をベースアップ等に充てること。
  - ・ 「ベースアップ等」とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げのこと。
  - ・ ベースアップ等に充てた額の以外の方は、一時金等による賃金改善に充てることで、全体として補助金の額を上回る賃金改善を行うこと。

## 4 交付までの流れ

※様式は県のホームページに掲載 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/123899.html>

### ① R4. 2月：県に「賃金改善開始の報告(様式1)」を提出

- ・ 法人単位での提出をお願いします。
- ・ 提出方法：**メール** 【送信先】shisetsu-houkoku@pref.kumamoto.lg.jp

提出期限：R4.2.28 又は 3.31

### ② R4. 4月：県に「処遇改善計画書(様式2-1・2-2)」を提出

- ・ 法人単位での提出をお願いします。
- ・ 提出方法：**メール** 【送信先】kaigo@k-kaizen.com

提出期限：R4.4.15

今回



### ③ R4. 6月ごろ：補助金交付対象事業者決定(R4. 2月～9月の8か月分)

- ・ 県から補助金交付事業者決定通知書を法人宛に発送します。

### ④ R4. 6月～：補助金支払開始(R4. 6月～11月)

- ・ R4. 2月～4月の3か月分が6月末に、5～9月分はそれぞれ翌々月末に振り込まれます(原則)。
- ※ 介護報酬を債権譲渡している事業所は県から、債権譲渡していない事業所は国保連から振込

### ⑤ R5. 1月：県に「処遇改善実績報告書(様式3-1・3-2)」を提出

- ・ 法人単位での提出をお願いします。
- ・ 提出方法：**メール** (提出先アドレスはおってお知らせします。)
- ※ 賃金改善の未実施等により差額が生じた場合は、**補助金の返還等**が必要となります。

提出期限：R5.1.31



©2010熊本県くまモン

## 5 留意事項

改正後の就業規則や給与明細等の書類の提出を求められることがあるので、様式2-1に記載されている給与関係書類は**5年間**の保存をお願いします。

### 問い合わせ先

☞ 制度に関すること

厚生労働省 コールセンター  
電話番号：03-6812-7835

☞ 補助手続に関すること【R4.4.1～】

熊本県処遇改善支援コールセンター  
電話番号：096-382-1400